

西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社 を安全衛生優良企業として認定しました

令和8年8月18日、大阪労働局長（蒔苗 浩司）は、「安全衛生優良企業公表制度」に基づき申請のあった西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社を労働安全衛生に関して積極的な取組を行っている企業と認定し、認定通知書を授与しました。

1 安全衛生優良企業公表制度について

「安全衛生優良企業公表制度」は、働く方々の労働安全衛生に関して積極的な取組を行っている企業を厚生労働省が認定・企業名を公表し、このことにより認定企業の社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。認定された企業も求職者や取引先などへのアピールに活用することができ、求職者も安全・健康な職場で働くことを選択することができます。



2 認定企業の概要

企業名称	西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社
本社所在地	大阪府茨木市西駅前町 5 - 26
	電話 072-658-2400
代表者職氏名	代表取締役社長 松田 均
設 立	昭和 48 年 8 月 10 日
業 種	その他の事業
事業内容	高速道路の点検管理業務

3 認定のポイント

認定企業は、以下の活動内容等から「労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している」と認められます。

- 認定企業は本社ほか 16 事業場の拠点を有するが、各事業所で開催される安全衛生委員会とは別に、事業主を含む主要幹部が参加する「全社安全衛生推進会」を開催し、各事業場間で災害事例や安全衛生に係る課題及びその改善策等の情報共有を行っている。
- 過重労働による健康障害防止対策として、各事業場の最長時間外労働者の時間外・休日労働時間を安全衛生委員会にて事業主に報告している。
- 安全衛生やメンタルヘルス対策として各年度に「安全衛生活動の重点取組計画」を策定・実施し、その結果の評価等を全社的にを行い次年度計画に反映させることで、高い水準の安全衛生や心と体の健康維持を実現している。
- 心の健康問題による休職者に対し、復職の可否の判定を行う「復職委員会」の組織、通勤訓練や試し出勤、復職後の支援や配慮を行うために「休業及び復職に関する規則」を策定し、仕事と治療の両立支援に向けた体制を整備している。
- 有給休暇を取得しやすい職場づくりに努めており、年間有給休暇取得率 70%以上を維持している。